

他の会計基準における「取得」と「統合」

結合の実態	参照先	定義	会計処理 (認識・測定方法)
取得	企業会計	ある企業が他の企業(事業)に対する支配を獲得すること	パーチェス法
	IPSAS 第40号	結合の一方の当事者が1つ又は複数の事業に対する支配を獲得し、当該結合の経済的実質が統合でないという証拠がある場合の結合	取得法 (資産負債を取得日の公正価値で測定)
持分の結合	企業会計	いずれの企業(事業)も他の企業(事業)を支配したとは認められず、結合後のリスクや便益を引き続き相互に共有することを達成するため、統合して1つの報告単位になること	持分プーリング法 (現行基準では、結合は取得と判断されるため採用されていない)
又は 統合	IPSAS 第40号	結合当事者のいずれも、1つ又は複数の事業の支配を獲得しない、又は、一方の結合当事者が、1つ又は複数の事業の支配を獲得し、当該結合の経済的実質が統合であるという証拠がある場合の結合	修正持分プーリング法 (支払対価となる財を、直前の帳簿価額で算定する方法)